

令和2年9月15日

官民協働海外留学支援制度ご担当者様

トビタテ！留学 JAPAN 事務局

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～
大学生等コース第11期以前の派遣留学生の留学再開手続きについて

標題の件、令和2年7月31日付にて公表した「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～大学生等コース第11期以前の派遣留学生に係る今後の取扱いについて」にてお知らせしました留学再開に関する取扱いについて、具体的な手続き等を下記のとおりとします。

なお、本件による「派遣留学生の要件」（募集要項「9」参照）の変更はありません。

記

令和2年7月31日付にて公表した「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～大学生等コース第11期以前の派遣留学生に係る今後の取扱いについて」にて、現在留学を中断している大学生等コース第11期以前の派遣留学生については、中断以降に予定していた留学期間分の学修を2023年3月末までに終える計画にて「再開届（様式U）」をご提出いただければ、機構による承認をもって、留学の再開を認める方向で検討を進めている旨お知らせしておりました。

留学再開期限については「新型コロナウイルスの流行に伴う留学計画の変更に関するFAQについて」（3月31日更新）にて「各採用期で認められている渡航期間の範囲で再開が可能です。中断前の留学開始日から1年（第12期生）、または2年（第11期生以前）を超える場合は「留学中止」となります。」とお知らせしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により留学を中断した第11期生以前の派遣留学生についても、第12期生の留学開始期限延長に係る決定を準用し、留学先の国・地域の外務省の危険情報レベルが「レベル1」以下に下がった後、「現地に再渡航しての活動を含む、中断以降に予定していた留学期間分の学修を2023年3月末までに終える計画」にて「再開届（様式U）」をご提出いただき、機構による承認をもって、留学の再開を認めることといたします。

※「日本代表プログラム」については、外務省の危険情報レベルが「レベル2」以上の国・地域への留学は、原則支援対象外とされており、現時点での留学先への渡航を促す趣旨ではありません。

※採択時の留学計画の目的等が維持される範囲であれば、留学先の国・地域や、留学期間などの計画変更も可能です。

【留意事項】

- ・ 当該手続きにより、留学を再開した場合でも、当初の支給金額から増額はできません。変更申請により、留学計画を再考される場合（特に留学期間を延長する場合）は、支給月数に十分ご注意ください。
- ・ 当該手続きによる留学の再開を、日本でのオンライン学修で希望する場合、各種手続きは、3月31

日に各大学等へ発出している事務連絡「【重要】一時帰国中のオンライン環境下での活動に伴う奨学金の取扱いについて」をご確認ください。

※令和2年7月31日の報道発表にてお知らせいたしましたように派遣留学生の経済的負担軽減のため再渡航のための支援を行います。詳細は改めて各大学等へ連絡するとともにホームページ等でお知らせします。

以上